

5月19日(月)から25日(日)
は「春季行政相談強調週間」です。

この週間は、行政相談制度について広報し、国民の皆さんにこの制度を利用していただくために設けています。度について広報し、国民の皆さんにこの制度を利用しているので、関係行事を全国的に実施しています。

総務省の行政相談は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱した行政相談委員が、町民の皆さんからの行政に対する意見や要望などを、公正・中立な立場から関係機関にあつせんをし、苦情などの解決を図るとともに、行政運営の改善に役立てるものです。

町では、心配ごと相談と併せて、原則として第1・第3木曜日に行政相談所を開設しています。詳しくは32頁の「心配ごと相談」の記事をご覧ください。相談は無料で秘密は守られます。



住所／寄居町大字鉢形685番地3
☎ 581・3579

問い合わせ／人権推進課
411 (☎ 581・2121内線)

また、行政相談委員は、相談委員の自宅や電話での相談も受け付けていますので併せてご利用ください。

行政相談委員さん紹介

町民の皆さんからの行政上の困りごとについて相談相手となる行政相談委員として、寄居町では鈴木健一さん（内宿）が総務大臣から委嘱されています。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。戦後のわが国では、人権尊重思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景のもと、昭和23年にまず、政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあって国民の基本的人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

近年、わが国の人権に関する現状は、女性や子どもをめぐる人権問題としては、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、いじめや体罰、児童虐待などが頻発し、大きな社会問題となっています。

加えて、高齢者への虐待、同和問題、障害のある人、外国人、H.I.V.感染者やハンセン病患者等に関する差別や偏見、さらには、高度情報化社会を反映したインターネット、ファクシミリ通信などの新しいメディアを利用した差別事象やプラットフォームの侵害の問題などが発生し、人権問題は多様化しつつあります。

そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権の世紀といわれる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現をめざして、国民一人ひとりが人権の意義や重要性に関する知識を確実に身につけるとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に表れるような人権意識をとの認識のもとに、啓発活

動重点目標を「育てよう一人一人の 人権意識 思いやりの心・かけがえのない命を大切に」と定め、積極的な啓発活動を展開しています。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として各市町村において人権擁護委員による人権相談所を開設し、皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせてています。

町では、毎月2回行われる「心配ごと相談」にあわせて「人権相談」を行っています。詳しくは、32頁の「心配ごと相談」の記事をご覧ください。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

問い合わせ／人権推進課
411 (☎ 581・2121内線)

春季行政相談 強調週間 です

5月19日
～25日は

6月1日は「人権擁護委員の日」



よい・トピックス 投稿写真募集！

～皆さんの撮影した写真を町公式ホームページに掲載してみませんか～



町では、「よりいTopics」と題し、町内外の皆さんに『よりい』をPRするため、町が実施した催しや四季折々の風景写真などを町公式ホームページに掲載しています。また、このコンテンツでは、町民の皆さんなどが撮影した写真や写真に関するコメントもあわせて掲載しています。町では、このコンテンツが、町のPRとともに町と皆さんとを結ぶ新しいコミュニケーションの場になることを目標としています。皆さんの積極的なご応募をお待ちしています。

- 町内の伝統行事・イベント、四季折々の風景、観光名所など町に関係するもので、よりいの『今』・『旬』を伝えることができるタイミングの写真。
- 応募者本人が撮影した未発表の写真。
- 個人が特定できる写真を応募する場合は、必ずご本人の承諾を得てください。
- デジタル画像のみとし、ファイル形式は、jpg（ジエイペグ）のみとします。
- 画像サイズは、1024ピクセル×768ピクセルとします。
- 1回の投稿につき1作品とします。

応募方法

- 町公式ホームページ(<http://www.town.yoii.saitama.jp/>)のトップページに掲載した、「よりいTopics」を選択↓「投稿写真大募集」の見出しを選択↓「写真投稿フォーム」の見出しを選択↓投稿フォームに必要事項を入力のうえ、投稿してください。

その他

- 投稿者以外の方が撮影したもの、居住町以外で撮影されたもの、他のうえ、投稿してください。



問い合わせ／生活環境課 (☎ 581・221内線220) または汚泥再生処理センター (☎ 582・0715)へ。
締め切り／5月30日（金）必着※FAX
送付先／〒369-1292 寄居町大字寄居1180番地1 寄居町役場生活環境課、
FAX 581・7531
送付して下さい。
6月1日（日）から利用できます。
1枚につき愛称（ふりがな）1作品とその愛称の簡単な説明、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入し送付して下さい。



問い合わせ／総務課 (☎ 581・212)
1 内線 315・317 へ。

「汚泥再生処理センター内広場」の愛称を募集します！

応募資格

- どなたでも応募できます。町内在住の方を問いません。

せん。また、投稿があつた場合でも掲載しません。
投稿された写真の著作権は投稿者（撮影者）に帰属しますが、複製、印刷、展示、広報誌・ホームページ・刊行物への掲載等、投稿写真を使用する権利は町が保有するものとします。

その他、投稿にあつての注意事項があります。詳しくは、町公式ホームページでご確認ください。